**天草地域農地海岸における環境美化・保全活動**

**に関する事務処理要領**

**第１　趣旨**

この要領は、天草地域農地海岸における環境美化・保全活動実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、天草広域本部が行う同活動の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

なお、用語については、実施要項の定義を準用するものとする。

**第２　制度の周知及び申請者の募集**

　天草広域本部長は、広報資料及び申込関係書類を窓口に設置し、またホームページに掲載する等により、本制度の周知に努めるものとする。

**第３　申込書の受理・審査**

１　申込みは、天草広域本部長が随時受理するものとし、申込方法は持参または郵送とする。

２ 申込みに必要な書類は次のとおりとする。

(1)天草地域農地海岸における環境美化・保全活動参加申込書(以下｢申込書｣という｡)(別紙様式１)

(2)活動区間を記入した地図（以下「活動地図」という。）

(3)活動者（予定）名簿（別紙様式２別表１）

(4)活動計画（予定）書（別紙様式２別表２）

３　天草広域本部長は、申込書が提出された場合には、これを受理し、次の内容について審査するものとする。

なお、審査により申込書の修正が必要な場合には、申込者に修正させるものとする。

(1)活動団体名

　ボランティア活動を行う団体名については、会社名等を記載する。

(2)活動区間

　所在地には「○○町字○○○番地先」等を記入する。

(3)活動地図

活動区間及び周辺の状況等が明確に判断できるものであること。

(4)活動者名簿

　当該様式の記入項目を満たす既作成の名簿がある場合には、それをもって活動者名簿とすることができる。

(5)申込区間の重複の調整

　　 同一区間に複数の申込者がある場合は、受理の先着者を優先とする。

　　 但し、先着者の了解がある場合には、両者が重複して活動する区間もしくは後着者の活動区間とすることができる。

　　　なお、重複して活動する区間とする場合には、申込者間において活動の日程調整等を行うものとする。

**第４　協定の締結**

　　天草広域本部長は、申込の内容が適切と認める場合には、次の手順により申込者と協定を締結し、両者は協定書各１通を保有するものとする。

(1)申込者に天草地域農地海岸における環境美化・保全活動に関する協定書（以下「協定書」という。別紙様式３）の内容を十分説明し、了解を得る。

(2)協定書２通に申込者、県が各々記名押印する。

**第５　助言と勧告**

天草広域本部長は、次のような場合には、必要に応じて協定者に口頭または別紙様式５により、助言または勧告を行うものとする。

　(1)協定者が協定に違反した場合

　(2)協定者が通行者や近隣の住民等と紛議を起こした場合

　(3)その他農林水産部長等が必要と認める場合

**第６　事故等の処理**

　　協定者に事故等が発生した場合には、次の手順により処理するものとする。

　　天草広域本部長は、協定者に速やかにその概要を連絡させ、事故発生後１０日以内に事故等報告書（別紙様式６）を提出させる。

**第７　活動の報告**

　　協定者が実施要項第９条に基づき報告する様式は、別紙様式７によるものとする。

　　なお、下記資料についても添付するものとする。

　　　①農地海岸における環境美化・保全活動実績書（別紙様式８）

　　　②活動日の作業日報の写し

　　　③活動の状況写真

　　　④着手前と美化活動後が確認できる写真

**第８　活動証明書の発行**

天草広域本部長は、上記活動報告資料の内容を審査し、適切と認めた場合には、遅滞なく活動証明書（別紙様式９）の発行を行う。

**第９　協定内容等の変更**

１　実施要項第１０条に基づき､協定者が次の各号に定める変更を行う場合の様式は、別紙様式１０によるものとする。

(1)団体名

(2)代表者の氏名

(3)活動区間・延長

(4)活動内容

２ 天草広域本部長は、前項の内容を審査し、適切な場合には変更を認めるものとする。

３　第４の手順に基づき、再度協定書を作成するものとする。

４　天草広域本部長は、前項の協定書を別紙様式１１により協定者に送付するものとする。

**第１０　協定の解除**

１　天草広域本部長は、次のいずれかに該当する場合には、協定を解除できるものとする。

(1)協定者が解除申出書（別紙様式１２）を提出した時

(2)協定者が協定に違反していると認められる時

(3)協定者が天草広域本部長の助言または勧告に従わない時

(4)その他天草広域本部長が必要と認める時

２　天草広域本部長は、前項の(2)から(4)までの理由により協定を解除する場合には、別紙様式１３により協定者に通知するものとする。

附　則

この要領は平成２４年８月８日から施行する。

この要領は令和４年５月１２日から施行する。